

平成 16 年 2 月 日

愛媛県議会議長  
中 畑 保 一 殿

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師  
等に関する法律ならびに関係法令の遵守と  
違法者取締りの徹底強化に関する 請 願 書

紹介議員

提出者 住所 〒790-0812  
松山市松前町 3 - 3 - 6  
社団法人愛媛県鍼灸マッサージ師会内

氏名 愛媛県あはき推進協議会  
代 表 武 田 通 典  
(社団法人愛媛県鍼灸マッサージ師会会長)

電話 (089) 932 - 4852 (FAX 兼用)  
(自宅 0895-32-4800)

請願の趣旨

昨今、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律ならびに関係法令を無視した脱法行為が目立ち、関係者はその対策に難渋いたしております。

つきましては、国及び県において正しく且つ厳正な法令の運用が図られますよう、貴議会におかれまして、愛媛県知事宛と内閣総理大臣並びに厚生労働大臣宛に「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律ならびに関係法令の遵守と違法者取締りの徹底強化についての意見書」を採択下さいますようお願いいたします。

## 請願の理由

- 一、我が国における医師、歯科医師、助産師以外の開業権を持つ医療行為者はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師および柔道整復師であります。最近規制緩和の風潮に乗って無免許・類似の行為を行なう者が激増してまいりました。このことは、国民の医療に対する信用を失墜させると同時に、その健康と疾病予防ならびに治療に関して重大な不安を抱かせるものであります。
- 一、医療に関する違法・脱法行為者の激増は、医療現場はもちろんのこと、国民福祉の全体にわたって大きな混乱を招くものであります。従って、安心して適切な医療を国民が等しく受けられるようにすることは、国ならびに地方自治体に課せられた重大な責務であります。
- 一、国は、過去に何度となくあん摩マッサージ指圧業の違法行為に関する取締りの通知通達文書（別紙参照）を発信し、なおかつ昨年2月28日に厚生労働省で開催されました全国医政関係主管課長会議において、資料1（無資格者の取締り等について）53ページにその取締りの徹底を求める指導が行なわれ、文書が配布されております。
- 一、また、平成14年11月19日付、厚生労働省職業安定局業務指導課職業紹介係から「あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうに係る求人票の記載について」とする指導文書が各労働局職業安定課職業紹介担当官宛に事務連絡として発せられております。これらの通知通達文書が体裁上だけに終わることなく、国民、県民の保健衛生上実のあるものとして取り扱われ、厳正な行政指導やその取締りが実行されなければならないものと考えます。
- 一、昨年5月に開かれた全国保健所長会においても、公衆衛生の実践を通して、国民が健やかで生きがいを持ち、質の高い生活を送ることができる地域社会を創造するために、平成16年度保健所行政の施策及び予算について協議が行なわれ、最重点要望・5、医事・薬事対策～安全な医療の提供の で「整体術（カイロプラクティック）やエステティック等の施術類似行為に対し早急に法的規制、管理指導を引き続き強化されたい」との文言が明確に記載されており、現場サイドにおいても違法行為者に対する対応の苦慮が目に見えております。（別紙参照）
- 一、去る1月15日付各新聞朝刊において、無資格マッサージ師並び

に派遣業者の逮捕事犯（別紙参照）が報じられています。これまであん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律での取締りがなかなか難しかったものが神奈川県警や福井県警によって摘発された実態は誰もが見逃すことのできない事実であります。

- 一、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師は、学校教育法の規定により大学に入学できる者で、文部科学大臣の認定した学校（大学、短期大学、盲学校）または、厚生労働大臣の認定した養成施設（専門学校）で、3年以上、解剖学、生理学、病理学、衛生学を含む必要な知識及び技能を修得し、さらに国家試験に合格しなければ資格を与えられません。

また、施術所の開設に際しては、厚生労働省令で定める事項については都道府県知事への届出義務があり、また、施術所に対する監督管理は都道府県知事が行っております。

しかしながら、その一方で、紛らわしいカイロプラクティック、整体、療術、……マッサージ、リフレクソロジー、リフレ、エステ、その他、法治国家である日本において無免許無資格業者が溢れている状況に対し、私達はこれを容認することは出来ません。

彼らが行っている行為は全てあん摩マッサージ指圧の手技の範疇にすぎないのであります。

- 一、また、各地において、リフレクソロジーとか整体その他異名を掲げあん摩マッサージ指圧の手技を短期間で講習・指導して開業ができる旨の養成施設が氾濫していますが、私達が最も危惧するのは、粗製乱造されるこの手の種の出身者が引き起こすであろう「事故」の問題です。現在、このように短期養成された無資格業者が野放し状態で県内に溢れていますが、彼らが引き起こす「事故」に対しては誰が責任を負うのでしょうか。

このような理由から、標記法令の遵守を積極的に推進するために関係行政機関が多大の努力をほらわれることを懇請する次第であります。

なお、斯業に関する法令はいささか不十分な部分を内蔵しておりますし、また1960(昭和35年)年の最高裁における医業類似行為についての仙台高裁への差し戻し判例について多種の意見がある中で、さらにすっきりした形にするために、近い将来立法府での法制度の整備が望まれますし、そのような活動も展開したいと思っておりますので、その節にもご支援・ご協力をお願いする次第であります。

以上。

# 無資格マッサージ等取り締まり 関係資料

## あはき等法推進協議会

東京都新宿区四谷3-12-17全鍼師会会館内

電話03-3359-6049

(社) 全日本鍼灸マッサージ師会

(社) 日本鍼灸師会

(社) 日本あん摩マッサージ指圧師会

(社) 全国病院理学療法協会

(福) 日本盲人会連合

(社) 東洋療法学校協会

日本理療科教員連盟

## 関 係 資 料

資料 1	無資格者等の取締り等 について	平成 1 5 年 2 月 2 8 日 全国医政関係主管課長会議資料(医事課分)	3 頁
資料 2	免許を受けないであん 摩、マッサージ又は指 圧を業とする者の取り 締まりについて	昭和 3 9 年 1 1 月 1 8 日 医発 1 3 7 9 号 各都道府県知事あて 厚生省医務局長通知	4 頁
資料 3	無免許あん摩の取締等 について	医事発第 2 4 2 号 昭和 3 7 年 1 2 月 2 7 日 各都道府県衛生部長あて 厚生省医務局医事課長通知	6 頁
資料 4	医業類似行為に対する 取扱いについて	平成 3 年 6 月 2 8 日 医事第 5 8 号 各都道府県衛生担当部(局)長あて 厚生省健康政策局医事課長通知	8 頁
資料 5	あん摩、マッサージ若 しくは指圧、はり又は きゆうに係る求人票の 記載について	平成 1 4 年 1 1 月 1 9 日 各労働局職業安定課職業紹介担当官あて 厚生労働省職業安定局業務指導課職業紹介 係(事務連絡)	10 頁
資料 6	無資格看によるあん摩 マッサージ及び指圧師 等の行為について	医発第 1 8 6 3 号 昭和 5 6 年 1 2 月 2 5 日 サウナ浴場・マッサージクラブ開設者宛 福岡県衛生部長通知	11 頁

平成15年12月 1日

あはき法等推進協議会

東京都新宿区四谷3-12-17 全鍼師会会館内

TEL 03 - 3359 - 6049

(社) 全日本鍼灸マッサージ師会	会長	杉田久雄
(社) 日本鍼灸師会	会長	相馬悦孝
(社) 日本あん摩マッサージ指圧師会	会長	時任基清
(社) 全国病院理学療法協会	会長	龍澤良忠
(福) 日本盲人会連合	会長	笹川吉彦
(社) 東洋療法学校協会	会長	後藤修司
日本理療科教員連盟	会長	緒方昭広

## 「無免許マッサージ等取締り関係資料」の発行について

厚生労働省から、無免許マッサージ等についてこの度2つの文書が示されました。

一つは、平成15年2月、全国医政関係主管課長会議において示された文書であり、もう一つは、平成14年11月、全国職業安定主管課職業紹介関係担当補佐・係長会議における事務連絡であります。

前者は、無資格者の取り締まりに関する最高通知である「免許を受けないであん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取り締まりについて」の実施を都道府県知事に求めたもので、あん摩、マッサージ及び指圧を「無資格者が業として行っているとの情報が、当課に多く寄せられている」として、「免許を有さない者については、あん摩、マッサージ又は指圧を業とすることはできないことについて、周知・啓発を図りたい」と指摘しています。後者の事務連絡は、ハローワークにおいて無免許マッサージ等の求人票が受理されている実態に触れ、これら違法な求人については受理しないことを求めたものです。

無資格者が医療に従事することについて文書は、「患者の生命、身体を脅かすことはもとより、国民の医療に対する信頼が損なわれかねない」との立場から、「医療関係資格者の雇用の際には、必ず免許証原本の提出を求め、これを確認するよう周知徹底」すること、「無資格者が医療に従事している事実が確認された場合は、速やかに捜査当局に通報」する等、強い姿勢が示されています。

ハワイ式マッサージを「ロミロミ」、足の裏マッサージを称して、「リフレクソロジー」と、様々なカモフラージュがなされますが、その名称の如何に関わらず、マッサージ等を無免許で行うことは違法であり、断じて許されません。

「あはき等法推進協議会」は、あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師に関する専門 団体として、無資格者を一掃し、国民により良い医療を提供するために、本資料集をつくりました。関係者のご理解のもと、本冊子が大いに活用されることを期待してやみません。

(資料1)

## 全国医政関係主管課長会議資料(1)

平成15年2月28日(金)

於：厚生労働省

医事課

4. 無資格者等の取締り等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52頁

### (1) 免許証の確認の徹底について

先月、就業を目的にカラーコピーにより偽造した看護師免許証を医療機関に提出したとして、偽造有印公文書行使の疑いで逮捕される事件が報道された。

このような犯罪が見過ごされれば、患者の生命、身体を脅かすことはもとより、国民の医療に対する信頼が損なわれかねない。

各都道府県においては、無資格者が医療に従事することとなることのないよう、医療機関、保健所等関係機関に対し、医療関係資格者の雇用の際には、必ず免許証原本の提出を求め、これを確認するよう周知徹底をお願いしたい。

また、無資格者が医療に従事している事実が確認された場合は、速やかに捜査当局に通報願いたい。

### (2) あん摩、マッサージ及び指圧について

あん摩、マッサージ又は指圧については、無資格者が業として行っているとの情報が、当課に多く寄せられているところである。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条により、免許を有さない者については、あん摩、マッサージ又は指圧を業とすることはできないことになっていることについて、周知・啓発を図られたい。

また、免許を受けないであん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取り扱いについては、「免許を受けないであん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取り締まりについて」(昭和39年11月18日付け医発第1379号)において示しているところであり、その徹底を図られたい。

(資料2)

## 免許を受けないであん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取締りについて

昭和39年11月18日  
医発 1379号  
各都道府県知事宛  
厚生省医務局長通知

免許を受けないで、あん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取締りについては、従来、通知したところにしたがってご配慮をわずらわしているところであり、さらに本年9月28日本職名をもって、「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の一部を改正する法律について」通知した中でも、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の職域を確保するという視点から一層意を用いられた旨要望したところである。視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師がかねてよりこの業務における職域の確保を主張した理由の一つに免許を受けないあん摩マッサージ又は指圧を業とする者の増加があることは明らかである。今般改正されたあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律（昭和22年法律第217号）によって、視覚障害者のこの業における職域確保の実現をみたが、この措置を効果あらしめるためにも、さらに左記の方針にしたがい、引き続き免許を受けないでこの業務を行うものの取締りを強化されたく、重ねて通知する。

### 記

1. 免許を受けないであん摩マッサージ又は指圧を業とする者がその業務を行うことの多い旅館等については、その地域の免許を有するあん摩マッサージ指圧師の名簿を配布される等の方法を講じ免許を受けない者の排除について周知をはかり協力を求めること。

2. 施術所を開設している者については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第24条の規定により届け出られた施術者の氏名を確認し、免許を受けないで業務に従事する者のないように警告するとともに、これらの者に違反行為を行わせている者であって免許を受けている者に対しては適時適当な行政処分を行うこと。もっぱら出張によって業務を行うものについてもこれに準じて行うこと。

3. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師を養成する学校又は養成所に在学する者の実習については、昭和38年1月9日本職通知「あん摩師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師の学校又は養成所に在学してい

る者の実習等の取り扱いについて」に示したとおり行わせるようにし、これらの者が、その限度をこえて違法行為にわたることのないように指導されたいこと。

4．前記1ないし3とは別に免許を受けたものとは直接関係なしに免許を受けないでこれらの業を行う者については、関係業界の協力を得て、その発見につとめること。

5．前記1ないし4によって把握された違法行為を行う者についての取締りについては、警察に協力するとともに、その告発については、昭和37年12月27日、医務局医事課長発各都道府県衛生部長宛通知「無免許あん摩の取締等について」によられたいこと。

(資料3)

医事発 第242号  
昭和37年12月27日

各都道府県衛生部長 殿

厚生省 医務局 医事課長

## 無免許あん摩の取締等について

無免許あん摩の取締については、かねてから御配意いただいているところであるが、各位のご努力にもかかわらず、依然として無免許行為はその跡をたたく各方面でしばしば問題化しているため、従前の諸通達にのっとるほか下記により重ねて努力されるようお願いする。

また、医業類似業者のあん摩師への転業を促進するための指定講習会の開催についても、引き続きよろしく願います。

### 記

1. 最近、旅館等に対する出張施術の無免許者が増加しているきざしがあるが、旅館業監督部局との連絡を密にし、違反行為の防止についての旅館業者の協力を求められたいこと。この際あん摩師業界の協力を得て、各旅館に有資格者名簿を配布し、具体的な協力を依頼されることも効果的であること。

2. 衛生当局としては、有資格者に対する行政監督をすることをもって取締りの重点とすべきであり、無資格者に違反行為を行わせている有資格者については、適時適当な行政処分をされたいこと。

3. 有資格者の関与しない無資格者の違反行為の取締りについては、関係業界の協力を得て警察の取締りに協力されたいこと。

なお、違反行為を摘発するに際しては、あらかじめ警察当局と連絡をされたいこと。(別添告発書の形式参照)

4. 無免許あん摩の取締実績(関係行政処分を含む)であって、参考と思われる実例のあるときは、今後適時お知らせ願いたいこと。

なお、昭和37年1月以降12月末日までの行政処分の実施状況及び警察の取締り状況で判明しているものについては、昭和38年1月20日までにお知らせ願いたいこと。

(様式は、適宜とする。既に報告された部分又は実施のない個所はその旨記載すること。)

告発書様式

平成 年 月 日  
発 第 号  
県 課勤務

警察署長  
司法警察員  
警 視(正) 殿

告 発 書

左記の者について、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法違反があると認められるから、関係書類を添えて告発する。

記

1 . 被告発者

本籍  
住居  
職業  
氏名  
生年月日

2 . 告発事実

(原則の内容にしたがい、なるべく具体的に記載すること。)

3 . 適用法案

4 . 証拠物件

(資料4)

平成3年6月28日  
医事発第58号  
各都道府県衛生担当部(局)長あて  
厚生省健康政策局医事課長通知

## 医業類似行為に対する取扱いについて

近時、多様な形態の医業類似行為又はこれと紛らわしい行為が見られるが、これらの行為に対する取扱いについては左記のとおりとするので、御了知いただくとともに、関係方面に対する周知・指導方よろしく願います。

### 記

#### 1 医業類似行為に対する取扱いについて

##### (1) あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復について

医業類似行為のうち、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第12条及び柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第15条により、それぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の免許を有する者でなければこれを行ってはならないものであるため、無免許で業としてこれらの行為を行ったものは、それぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第13条の5及び柔道整復師法第26条により処罰の対象になるものであること。

##### (2) あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復以外の医業類似行為について

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復以外の医業類似行為については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第12条の2により同法公布の際引き続き3か月以上医業類似行為を業としていた者で、届出をした者でなければこれを行ってはならないものであること。したがって、これらの届出をしていない者については、昭和35年3月30日付け医発第247号の1厚生省医務局長通知で示したとおり、当該医業類似行為の施術が医学的観点から人体に危害を及ぼすおそれがあれば禁止処罰の対象となるものであること。

#### 2 いわゆるカイロプラクティック療法に対する取扱いについて

近時、カイロプラクティックと称して多様な療法を行う者が増加してきているが、カイロプラクティック療法については、従来よりその有効性や危険性が明ら

かでなかったため、当省に「脊椎原性疾患の施術に関する医学的研究」のための研究会を設けて検討を行ってきたところである。今般、同研究会より別添のとおり報告書がとりまとめられたが、同報告においては、カイロプラクティック療法の医学的効果についての科学的評価は未だ定まっておらず、今後とも検討が必要であるとの認識を示す一方で、同療法による事故を未然に防止するために必要な事項を指摘している。

こうした報告内容を踏まえ、今後のカイロプラクティック療法に対する取扱いについては、以下のとおりとする。

### (1) 禁忌対象疾患の認識

カイロプラクティック療法の対象とすることが適当でない疾患としては、一般には腫瘍性、出血性、感染性疾患、リュウマチ、筋萎縮性疾患、心疾患等とされているが、このほか徒手調整の手技によって症状を悪化しうる頻度の高い疾患、例えば、椎間板ヘルニア、後縦靭帯骨化症、変形性脊椎症、脊柱管狭窄症、骨粗しょう症、環軸椎亜脱臼、不安定脊椎、測彎症、二分脊椎症、脊椎すべり症などと明確な診断がなされているものについては、カイロプラクティック療法の対象とすることは適当でないこと。

### (2) 一部の危険な手技の禁止

カイロプラクティック療法の手技には様々なものがあり、中には危険な手技が含まれているが、とりわけ頸椎に対する急激な回転伸展操作を加えるスラスト法は、患者の身体に損傷を加える危険が大きいため、こうした危険の高い行為は禁止する必要があること。

### (3) 適切な医療受療の遅延防止

長期間あるいは頻回のカイロプラクティック療法による施術によっても症状が増悪する場合はもとより、腰痛等の症状が軽減、消失しない場合には、滞在的に器質的疾患を有している可能性があるので、施術を中止して速やかに医療機関において精査を受けること。

### (4) 誇大広告の規制

カイロプラクティック療法に関して行われている誇大広告、とりわけがんの治療等医学的有効性をうたった広告については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第12条の2第2項において準用する第7条第1項又は医療法(昭和23年法律第205号)第69条第1項に基づく規制の対象となるものであること。

(別添 略)

(資料5)

事務連絡  
平成14年11月19日

各労働局職業安定課  
職業紹介 担当官 殿

厚生労働省職業安定局業務指導課  
職業紹介係

## あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆう に係る求人票の記載について

日頃より、職業紹介業務の推進に御尽力頂き感謝申し上げます。

さて、平成14年度全国職業安定主管課職業紹介関係担当補佐・係長会議において申し上げましたとおり、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうに係る求人票の記載について、関係者団体より法に基づいた適切な取り扱いを行うよう要請があり、今般、下記のようにとりまとめましたので、今後はこれに則り求人者・求職者の方への周知・指導に努めて頂きますよう、お願い申し上げます。

### 記

医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業としようとする者は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」(昭和22年12月20日法律第217号)において、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けなければならないと明記されている。

このため、職務内容が「あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを行う」ことを明らかに想定している場合は、「必要な経験・免許資格等」欄に該当免許が記載されていることが必須である。また、これらの職務については、「見習」という形で、実際にあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを行うこともできないので、「あん摩マッサージ指圧師見習(無免許)」という求人は法律違反であり、受理できない。

なお、理容・美容師と同様に、室内清掃、処置室の準備等の補助業務を行うものについては、免許のない者を募集することができるが、この場合は、「～補助業務従事員」等の名称を用い、仕事の内容欄も違法な点がないか見直し、法律に見合ったものとなりうるよう修正させる等の指導を行い、求人者及び求職者に誤解の無いよう取りはからうこと。

なお、求人者及び求職者より、さらに詳細な法令解釈に関する説明を求められた場合は、各保健所に問い合わせるよう指導すること。

(資料6)

医 発 第 1863号  
昭和56年12月25日

サウナ浴場 開設者 殿  
マッサージクラブ

福岡県衛生部長 酒井義昭

## 無資格者によるあん摩マッサージ及び指圧師等の 行為について(通知)

このことについては、従前からあん摩・マッサージ及び指圧師の行為が無資格者によって行われることのないよう指導を重ねてきたところであります。

しかし、いまだに一部において無資格者によるマッサージ等の行為が行われているとのことでもあります。

無資格者によるこれらの行為は、違法な医業類似行為であることはもち論、県民の保健衛生上きわめて遺憾なことであり、とくに、本年は国際障害者年であり、障害者の職場の拡大と雇用の推進が重要な課題とされており、行政としての責務であるときだけに、無資格者のこれらの行為が、ひいてはその職域を狭める結果となるものであることから、これらを放置することはできません。

この点十分にご認識いただき、格別のご配慮をお願いするものであります。

おって、近々、実態調査を行う予定であります。違法行為に対しては、マッサージ等の業務の停止など厳しい処分もあり得ますので、疑問の点は保健所の指導により善処してください。

(別添資料 1)

平成16年度  
保健所行政の施策及び予算に関する要望書

平成15年5月  
全国保健所長会

保健所行政の推進につきましては、日頃格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。現在、保健所では、地域保健対策に関わる基本的な指針に示されている役割を着実に実施しております。

特に本年5月施行された健康増進法による「健康日本21」の市町村計画策定、進行管理の支援及び受動喫煙防止等のたばこ対策の実施、児童虐待防止や少子化対策として健やか親子21の推進、大規模食中毒の防止や重症急性呼吸器症候群(SARS)、ウエストナイル熱の新たな感染症防止など健康危機管理対策について積極的に取り組んでいます。

さらに、平成16年度から新医師臨床研修制度による研修医の受入体制づくりをはじめ、感染症法や食品衛生法の改正、医療安全相談センターの設置など新たな業務への対応が急務となっています。また、メンタルヘルスや地域リハビリテーションなど今後さらに充実強化すべき課題も山積しています。

全国保健所長会におきましては、公衆衛生の実践を通して、国民が健やかで生きがいを持ち、質の高い生活を送ることができる地域社会を創造するために、平成16年度保健所行政の施策及び予算について協議を行い、要望を取りまとめましたので、ここに提出いたします。予算編成時等に特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

## 目 次

### (最重点要望)

- [1、健康危機管理における保健所の機能強化](#)
- [2、健康日本21の推進～健康増進法施行](#)
- [3、健やか親子21の推進](#)
- [4、新医師臨床研修制度に対応する保健所機能の充実](#)
- [5、医事・薬事対策～安全な医療の提供](#)**

(重点要望)

- [6、結核対策の推進](#)
- [7、感染症対策～法改正に向けて](#)
- [8、精神保健福祉対策の推進](#)
- [9、歯科保健対策の推進](#)
- [10、成人・老人保健対策の推進](#)
- [11、難病対策の推進](#)
- [12、臓器移植対策の推進](#)
- [13、食品衛生対策～法改正に向けて](#)

**5、医事・薬事対策～安全な医療の提供（医政局医事課）（医薬局安全対策課・血液対策課）**

- I. 医療安全対策を推進するため、医療機関への指導や情報の提供を一層強化されたい。
- II. 院内感染防止対策として、一定規模以上の医療施設には感染予防にあたる専任看護師等の設置の義務づけを検討されたい。また、医療事故や院内感染の都道府県などへの届出の制度化について検討されたい。
- III. 介護老人福祉施設、介護老人保健施設の衛生水準の確保が十分とは言えない状況にあるが、医療機関の立入検査のように保健所の役割を明確にされたい。
- IV. 保健所長会で実施する立入検査研修会に共催や講師派遣などの支援をされたい。
- V. 医薬品についてもバイオ・ゲノム技術を応用した開発が進んでおり、これらの有効性と安全性を確認する監視体制の強化と整備を図られたい。
- VI. **整体術(カイロプラクテック)やエステティック等の施術類似行為に対し早急に法的規制、管理指導を引き続き強化されたい。**

(別添資料 2)

平成15年9月24日

厚生労働省医政局医事課長 様

長崎県福祉保健部長

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」  
に関する疑義照会について

このことについて、別紙の行為が「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」に規定するあん摩マッサージ指圧師免許を必要とする行為に当たるか御教示をお願いします。

別紙の内容は以下の通りです

通常も服着用のまま、全身にまんべんなく行う。ただし、服の上から直接手をかけず、タオルを服の上にかけて行う。手順は次のとおり

1, 仰向け

足(すねから腿の付け根まで 右~左) ~ 腕(上から指先まで 右~左) ~ 頸部 ~ 肩 ~ 目の周辺 ~ 額 ~ 頭頂

2, うつ伏せ

頸部 ~ 後頭部 ~ 肩 ~ 脇 ~ 肩胛骨周辺 ~ 脊椎(右~左) ~ 腰 ~ 臀部 ~ 足(膝裏 ~ ふくらはぎ ~ 足裏 右~左)

- ・ 揉むというよりは「指や掌で押して引く」という感覚であり、押す強度は余り強くない。
- ・ 脇のリンパ節を押されたときは、多少痛いと感じたが、後に残るようなものではない。
- ・ 「リンパを刺激し、血液の流れを促す」「リンパに沿って押していく」とが発言
- ・ 目の周辺は、手のひらで押さえていた。「気功を行うので熱くなります」とが発言
- ・ 指のケアについては、二本の指で挟んで指を引っ張るということを行った。
- ・ ボディケアの後、「気持ちよい」という感想であった。

(別添資料 3)

医政医発第1118001号  
平成15年11月18日

長崎県福祉保健部長 殿

厚生労働省医政局医事課長

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」に  
関する疑義照会について(回答)

平成15年9月24日付け15健政第704号にて照会のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

#### 記

特定の揉む、叩く等の行為が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条のあん摩マッサージ指圧に該当するか否かについては、当該行為の具体的な態様から総合的に判断されるものである。

御照会の事例については、その行為の強度、時間等によっては、同条のあん摩マッサージ指圧に該当する場合もあると考えられるが、御照会の内容だけでは判断できない。

しかし、施術者の体重をかけて対象者が痛みを感じるほどの相当程度の強さをもって行うなど、あん摩マッサージ指圧師が行わなければ、人体に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為については、同条のあん摩マッサージ指圧に該当するので、無資格者がこれを業として行っている場合には、厳正な対応を行うようお願いする。

また、同条のあん摩マッサージ指圧が行われていない施術において、「マッサージ」と広告することについては、あん摩マッサージ指圧師でなければ行えないあん摩マッサージ指圧が行われていると一般人が誤認するおそれがあり、公衆衛生上も看過できないものであるため、このような広告を行わないよう指導されたい。

(別添資料 4)

(平成16年1月15日)

毎日新聞朝刊

## 無免許マッサージ派遣2容疑者逮捕

### 神奈川県警

無免許のマッサージ師を派遣していたなどとして、神奈川県警生活経済課と厚木署は14日、東京都新宿区新宿2, マッサージルーム経営会社「エーワン」会長、鈴木輝雄(51)と弟で同社社長、鈴木明(48)を、あんまマッサージ法違反容疑で逮捕したと発表した。

調べでは、二人は03年3月11日ごろ、神奈川県知事の許可を得ず、横浜市瀬谷区内の健康センターにマッサージルームを開設。同月26日まで、無免許のマッサージ師4人に、客6人をマッサージさせた疑い。【広瀬登】

朝日新聞

## マッサージ師無免許の疑い

### 業界大手会長ら逮捕

神奈川県警生活経済課などは14日、無届けの施術所を使い、無免許で全身マッサージをさせたとして、マッサージ業界大手「エーワン」(東京都新宿区)の会長鈴木輝雄容疑者(51) = 同区新宿2丁目 = と、社長鈴木明容疑者(48) = 同区納戸町 = を、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律違反の疑いで逮捕したと発表した。

調べでは、鈴木輝雄容疑者らは03年3月中旬、横浜市瀬谷区に施術所を開設したが届け出ず、同年6月中旬から7月下旬にかけ、無免許のマッサージ師4人に、9人の客に対して全身マッサージをさせた疑い。調べに対し、鈴木明容疑者は「健康ブームで需要があり、免許がある者だけでは追いつかなかった」などと供述しているという。

同課によると、エーワンは年商約20億円の大手で、同社の696人のマッサージ師のうち522人は無免許という。

読売新聞

## マッサージ大手の業者

### 無資格520人派遣の疑い

#### 神奈川県警「エーワン」会長、社長逮捕

無免許のマッサージ師を使っていたとしてマッサージ業界大手の一つ、「エーワン」の会長鈴木輝雄(51)、同社長鈴木明(48)の両容疑者があんま・マッサージ・指圧師等に関する法律違反(無免許マッサージ業)の疑いで神奈川県警生活経済課と厚木署に逮捕されたことが14日、わかった。

両容疑者は、2002年1月から2003年6月だけでも、在籍しているマッサージ師約700人のうち無資格の約520人を全国のホテルや健康ランドに派

遣し、約七億円の不正利益をあげていたとみて、県警で全容解明を進める。

調べによると、両容疑者は昨年6月から7月にかけて、横浜市瀬谷区の健康センター内の施術所で、無資格のマッサージ師4人に同区の女性(54)ら計9人のマッサージをさせた疑い。県警はマッサージをした4人についても摘発した。

また、県警が押収した帳簿によると、「肋骨にひびが入った」「首が動かなくなった」などのクレームが24件記されていたという。

産経新聞

## 無免許マッサージ室

業界最大手会長ら逮捕 500人働かせ7億利益

都心の有名ホテルなどにマッサージルームを設け、無免許のマッサージ師に仕事をさせたとして、神奈川県警少年課と厚木署は、マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律違反(無免許マッサージなど)の疑いで最大手マッサージルーム経営会社「エーワン」(東京都新宿区)会長の鈴木輝雄(51)と、弟の同社長、明(48)の2容疑者を逮捕した。

同社は、品川プリンスホテル(東京都港区)など東京、大阪、宮城など12都府県の約50カ所のホテル、健康センターなどの施設内にマッサージルームを開設。平成14年から約1年半にわたり、中国人留学生らを中心に約500人の無免許マッサージ師を働かせ、7億円に上る不当利益を稼いでいた。

東京新聞

## 無資格マッサージ師派遣 神奈川県警

所属700人中500人以上か

容疑の業者ら逮捕

無資格のマッサージ師を全国の健康ランドやホテルに派遣していたなどとして、神奈川県警生活経済課と厚木署は14日までに、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律違反の疑いで、東京都新宿区新宿2, マッサージ師派遣会社「エーワン」会長、鈴木輝雄(51)と弟で同区納戸町、同社社長鈴木明(48)の両容疑者を逮捕。

15日、同社と無資格マッサージ師の女2人を同法違反容疑で書類送検する。同課によると、同法でのマッサージ業者摘発は珍しいという。

調べでは、両容疑者は昨年3月、横浜市瀬谷区健康センター内に、県知事に無届けでマッサージ施術所を開設。6月15日~7月26日の間、無資格のマッサージ師4人を使い13回にわたり、同区内の美容師女性(54)ら9人にマッサージさせた疑い。

4人のうち中国人男女2人が11月、同容疑で逮捕され、罰金刑を受けている。

同社所属のマッサージ師700人のうち、522人は無資格とみられる。調べに対し、輝雄容疑者は「うちはボディーケアで、マッサージではない」と容疑を否認しているという。

同社は1981年に設立され、首都圏を中心に全国12都府県の健康ランドな

どに施術所54カ所を開設。ほてるなどにも派遣し、年商は24億円で業界最大手という。2002年1月～03年6月の間に得た不当利益は、6億9900万円に上るとみられる。

東京新聞（平成16年1月15日・朝刊神奈川版）

## 無資格マッサージ「ずっと歯がゆい思い」 業界関係者は摘発を歓迎 横行する違法業者

健康ブームに乗ってさまざまな無資格マッサージが横行する中、県警生活経済課などは14日までに、無資格マッサージ師を派遣した「エーワン」（東京都新宿区）会長、鈴木輝雄容疑者（51）らを逮捕した。「マッサージ」の定義が法律上、明記されておらず、まかり通る違法営業の摘発は難しい。県警は「危険な上、苦勞して資格を取った人たちの職域を侵す行為」と指摘。業界関係者は「無資格への警鐘。抑止効果が期待できる」と摘発を歓迎した。

「うちはボディ ケアだ」。鈴木容疑者は調べに、そう主張している。マッサージなど「医療類似行為」には、国家資格が必要。しかし無資格・無届け業者が「うちは従来のマッサージと違う」と、行政指導や捜査を逃れるのは常とう手段だとされる。

だが今回、県警の照会に対し厚生労働省は、マッサージの定義を「体重をかけ、対象者が痛みを感じる強さで行う行為」と回答。これを受け県警は「エーワン」摘発に踏み切った。

同社が雇っていたマッサージ師約700人中、無資格者は522人。採用後、同容疑者が設けた養成所で1ヶ月ほど研修を受けただけという。

「ずっと歯がゆい思いをしてきた。行政は積極的な指導をしなかった。今回の摘発は画期的で、抑止効果が期待できる。無資格の施術はトラブルにもなる」。全日本鍼灸マッサージ師会の杉田久雄会長は憤る。

県警が押収した「エーワン」の台帳には「ろっ骨にひびが入った」「首が動かなくなった」など24件の苦情が記録されていた。

県医療整備課は「保健所が指導に出向いても『これはマッサージではない』と言われれば、どうしようもなかった」と話す。

昨年8月、各保健所や県旅館生活衛生同業組合に、旅館へ派遣されているマッサージ師の資格を確認するよう求める依頼文を出したという。

神奈川新聞（平成16年1月15日・朝刊）

## 無届けでマッサージ業 容疑の会長ら送検へ 「エーワン」県警が摘発

県警生活経済課と厚木署は15日、無届けでマッサージ業などを営んでいたとして、東京都新宿区新宿、マッサージ施設経営「エーワン」の会長鈴木輝雄（51）＝同所＝と弟の同社社長鈴木明（48）＝同区納戸町＝の両容疑者をマッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律違反の疑いで送検する。また、同

社を同容疑で書類送検する。

調べでは、両容疑者は昨年3月11日、横浜市瀬谷区橋戸の健康センターに無届けでマッサージ店を開設した疑い。また、マッサージ指圧師の免許のない同区内の中国人男性(21)ら4人を同店に派遣し同6月15日から7月26日までの間に、横浜市瀬谷区内の女性(54)ら客計9人に対し全身マッサージをさせていた疑い。

調べに対して、鈴木輝雄容疑者は「ボディーケアをしていた」などと容疑の一部を否認。明容疑者は容疑を認めているという。

県警によると、「エーワン」は東京や大阪など1都1府10県で54店を展開。マッサージ業などの届け出が必要な店は44店あるが、うち29店を同様に無届けで営業していた。またホテルなどへの派遣業務も行い、同社のマッサージ師約700人の内免許を持っているのは約4分の1だったという。

押収した資料などから、同社は2002年1月から昨年6月までの間に、同様の手口で約6億9900万円の不法な利益を上げていたと県警はみている。

同社は1981年設立。年商約24億円で業界最大手。健康ブームによる事業拡大を図るため、求人誌などで募集し、社内で独自にマッサージ師を育成していたとみられる。

読売新聞(平成16年1月15日・朝刊横浜版)

## 無資格マッサージ師派遣2容疑者 養成学校を開設 中国人留学生ら指導 健康被害訴えも

無免許のマッサージ師を派遣していたとして逮捕されたマッサージ会社「エーワン」(東京都新宿区)会長の鈴木輝雄(51)と、同社社長の鈴木明(48)両容疑者は、雑居ビルの一室で、経験のない中国人留学生らを指導する“養成学校”を開設していたことが14日、県警生活経済課などの調べでわかった。同社のサービスを受けた人の中には健康被害を訴える人も出ており、県警は、無免許マッサージとの関連なども調べる。

調べによると、「エーワン」が開設した養成学校の受講期間は一ヶ月程度。正規のマッサージ師資格を持っている両容疑者が講師となり、指導することもあったという。

無資格にもかかわらず、会社から派遣されてマッサージをしていたのは2002年1月から2003年6月までの間だけでも、中国人の留学生らを含め約520人。明容疑者は、「健康ブームでマッサージ師の需要が増え、免許を持っている人だけでは足りなくなって無資格の人を雇った」と供述しているという。

全身マッサージを業務として行うには、国家試験に合格して資格を得る事が必要。マッサージ師の養成コースがある横浜市立盲学校によると、同校の課程は3年間。解剖学や生理学、マッサージの実習などを学び、看護師とほぼ同じレベルの医療知識を得るといふ。同校の就職支援グループ教諭の神崎好喜さんは「マッサージ師の一番大切な事は、こりをほぐすことではなく、全身を診ること。マッサージで一時的に気持ちよくさせても、病気が進行してしまうこともある。自分の手に負えない時には医師を紹介しなくてはならない」と話す。たとえば、すい臓がんの患者の場合、腰が痛み、血圧が高い人は肩こりが起きやすい。マッサー

ジで一時的にこれらの症状を和らげても病気そのものが治ったわけではなく、逆に体の発する大事なメッセージを見落とすことにつながりかねない。神崎さんは「わずか数週間の講習で養成したマッサージ師を業者が派遣するのは問題。知識や技術が絶対的に不足している」と指摘する。

県警が昨年8月に同社を捜索し、押収した帳簿には、あばら骨にひびが入った 首が動かなくなった 気分が悪くなった 痛みが残った など、24件の苦情などが記されていた。県警では、ほかにも健康被害が出た人がいないか慎重に調べる。

## 別件

福井新聞（平成16年1月15日・朝刊）

### 無届け、無免許でマッサージ店経営 敦賀署、中国人逮捕

敦賀署は14日、届け出せずに敦賀市内でマッサージ店を営み、無免許でマッサージ行為をしたとして、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律違反の疑いで、いずれも中国籍の経営者、従業員ら計5人を逮捕した。同法違反の摘発は県内で初めて。

逮捕されたのは、同市清水町一丁目高級台湾式エステ店「阿里山」を営む京都市伏見区向島鷹場町、張秋容容疑者（40）と、同店舗の入ったビル内に住む30歳から43歳の女性従業員4人。

調べによると、張容疑者は2002年10月ごろから、県知事への届け出をせずにマッサージ店を営んでいた疑い。従業員4人は国の免許を受けずに客の体をほぐすなどのマッサージ行為をした疑い。張容疑者は従業員の無免許を知らずながら経営を続けていた。

<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20040115-00000006-mai-l18>

### 無免許でマッサージを営んだ疑いで経営者ら逮捕 - - 敦賀署 / 福井

敦賀署は14日、敦賀市清水町1の店で無免許でマッサージをしたなどとして、経営者の張秋容容疑者（40）＝京都市伏見区＝と、従業員の林云英容疑者（43）＝敦賀市清水町1＝ら4人の計5人（いずれも中国籍の女性）を、マッサージ指圧師などに関する法律違反の疑いで逮捕した。

調べでは、張容疑者は02年10月ごろから「高級台湾式エステ店」と称した、事実上のマッサージ店を知事への届け出なく開業し、従業員は無免許でマッサージをした疑い。  
（毎日新聞） [1月15日 19時31分更新]

(別添資料 5)

## あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

昭和22年法律第217号

### 第一条、第十二条と、その解説

〔免許〕

第一条 医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としようとする者は、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許（以下免許という。）を受けなければならない。

解説

- 一 本条は、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅう業について、免許の種類を特定し、免許を有しない者（医師を除く。）には、これらの業を行うことを禁止することを規定するものである。
- 二 あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうの業務は、医業と密接な関係にあり、身体に及ぼす影響も大きいので、これらの業を行うことを一般には禁止し、それぞれの免許を得た者は、この禁止を解除され、これらの業をなしうるものとされる。  
医師は、医業を行うことを許可されているものであり、これらの業を禁止する理由はない。

（医業類似行為の禁止）

第十二条 何人も、第一条に掲げるものをのぞく外、医業類似行為を業としてはならない。  
ただし、柔道整復を業とする場合については、柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の定めるところによる。

解説

医業類似行為には、広義の医業類似行為と狭義の医業類似行為とに分けられる。広義の医業類似行為は、狭義の医業類似行為とあん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復など法律により公認されたものとをあわせた概念である。

本条は、狭義の医業類似行為を行うことを禁止した規定である。

ただし、この禁止規定の趣旨については、最高裁大法廷判決（昭三五・一・二十七刑集一四巻一号三三頁）において「医業類似行為を業とすることが公共の福祉に反するのは、かかる業務行為が人の健康に害を及ぼす虞があるからである。それ故前記法律が医業類似行為を業とすることを禁止処罰するのも人の健康に害を及ぼす虞のある業務行為に限局する趣旨と解しなければならないのであって、このような禁止処罰は公共の福祉上必要であるから前記法律一二条、一四条は憲法二二条に反するものではない。しかるに、原審弁護人の本件H S式無熱高周波療法はいささかも人体に危害を与えず、また保健衛生上なんら悪影響がないのであるから、これが施行を業とするのは少しも公共の福祉に反せず、従って憲法二二条によって保障された職業選択の自由に属するとの控訴趣旨に対し、原判決は被告人の業とした本件H S式無熱高周波療法が人の健康に害を及ぼす虞があるか

否かの点についてはなんら判示するところがなく、ただ被告人が本件HS式無熱高周波療法を業として行った事実だけで前記法律一二条に違反したものと即断したことは、右法律の解釈を誤った違法があるか理由不備の違法がある」とし、有害（危険）な行為でなければ禁止処罰の対象とはならない旨判示している。

したがって、なんら人の健康に害を及ぼすおそれのない行為については、禁止処罰の対象とはならないと解すべきである。

ここに有害（危険）とは、抽象的、一般的に危害発生のおそれがあれば足りると解している。

二 狭義の医業類似行為（いわゆる民間療法）とは、腰痛、肩こり、疲労等の症状にある者に対して、温熱器械、器具その他の物を使用し、又は四肢若しくは精神作用を利用して施術を行うものであって、医師法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律等に基づく免許資格を有する者がその範囲内で行うものでないものをいう。

民間療法には次のようなものがある。

手技療法・・・（例）カイロプラクティック、オステオパシー

電気療法・・・（例）野一色蒸熱電気、三種発電治療器

光線療法・・・（例）紫外線療法、赤外線療法

温熱療法・・・（例）温湿布療法、蒸熱療法

刺激療法・・・（例）イトオテルミー、紅療法

〔医業類似行為を業とすることができる者〕

第十二条の二 この法律の公布の際引き続き三箇月以上第一条に掲げるもの以外の医業類似行為を業としていた者であって、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第二百十号。以下「一部改正法律」という。）による改正前の第十九条第一項の規定による届出をしていたものは、前条の規定にかかわらず、当該医業類似行為を業とすることができる。ただし、その者が第一条に規定する免許（柔道整復師の免許を含む。）を有する場合は、この限りでない。

第四条、第七条から第八条まで及び第九条の二から第十一条の二までの規定は、前項に規定する者又はその施術所について準用する。

解説

一 この規定は、あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法（昭和二十二年法律第二百十七号）（以下「法」という。）公布の際に引き続き三箇月以上業として行っていた医業類似行為業者に対し、届出を要件として当該医業類似行為を行うことを認め、救済を図った規定である。

二 「第一条に掲げるもの以外の医業類似行為」とは、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう及び柔道整復以外の医業類似行為をさす。

三 「当該医業類似行為」とは、法の公布の際、すなわち昭和二十二年十二月二十日現在で引き続き三箇月以上業としていた医業類似行為である。

四 「ただし、その者が第一条に規定する免許を有する場合は、この限りでない。」とは、法第一条に規定する免許、すなわち、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の免許を所有している者には届出医業類似行為業者として医業類似行為を業とすることを認めない旨を明らかにしたも

のである。このただし書きに相当する規定は、昭和三十年に新たに設けられたが、この規定の趣旨は要するに、届出医業類似行為業者が医業類似行為を業とすることを認めたのは、あくまでもその生活を困難に陥れまいとする配慮からであって、他に生計の途を有することが明らかである法第一条に規定する免許を有する者に対してまでこの特例措置の対象とする必要はないというものである。

したがって、このただし書の規定により、届出医業類似行為業者があん摩マッサージ指圧師等の免許を得たときは、そのときから医業類似行為業者としてそれまで許されてきた業務を行うことができなくなるわけである。

五 「第四条、第七条から第八条まで及び第九条の二から第十一条の二までの規定は、前項に規定する者又はその施術所について準用する。」とは、届出医業類似行為業者に対する規制の方法等については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の場合にならうことを明らかにしたものである。

六 ただし、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百二十号。以下「三十九年改正法」という。）附則において、三十九年改正前の「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法」（以下「旧法」という。）の公布の際引き続き三箇月以上、あん摩業、マッサージ業、はり業、きゅう業及び柔道整復業以外の医業類似行為を業としていた者であって、止むを得ない事由により旧法第十九条第一項の規定による届出をすることができなかつたと都道府県知事が認めたものが、三十九年改正法の施行の日から六箇月以内に厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出たときは、その者は、三十九年改正後の「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律」第十二条の二第一項及び第十九条の二第一項並びに三十九年改正法による改正後のあん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百六十一号）附則第二項の規定の適用については、その届出をした日以後は、旧法第十九条第一項の規定による届出をしていた者とみなすことになっている。

## 法律まめ知識

### 最高裁判決 昭和35年1月27日とは

無資格者・医業類似行為の問題は長年にわたり未解決であり、その原因のひとつに最高裁の判決の影響があると思われる。その後、医業類似行為も著しい変容をもたらしながら街中にあふれかえっている。この「最高裁判決」とは何だったのか。

### 差し戻しは最高裁のテクニック(判決の隠れた本当の理由)

法曹界の考え方は、憲法は国家存立の基礎のため、簡単に変わったり、考え方がぐらつくことをよしとしない。そして法律は、一般的・抽象的な内容で作られていて、具体的・個別的なことをはじめから避けている。刑法上は「疑わしくは罰せず」の原則があり、裁判に負けそうな場合、具体的にきめ細かく決められていない憲法を持ち出すことはいわば常套手段で一種の技法)として、よくあることである。法律で解決できることは法律で解決しなさいという主旨で差し戻されたと考えられ、法律の専門家でないかぎり、論旨は理解しにくく、誤解されやすい原因にもなっている。これをいいことに、無資格業者は今日まで、本来の主旨とは違う解釈で大衆を欺いてきた。もう一度正しく確認する意味で、被告人上告論旨を除いた判例を抜粋して掲載してみる。

#### 主文

「原判決を破棄する。本件を仙台高等裁判所に差し戻す」

#### 以下本文

「憲法22条は、何人も、公共の福祉に反しない限り、職業選択の自由を有することを保障している。されば、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法12条が何人も同法1条に掲げるものを除く外、医業類似行為を業としてはならな

いと規定し、同条に違反した者を同14条が処罰するのは、これらの医業類似行為を業とすることが公共の福祉に反するものと認めたとゆえにほかならない。

ところで、医業類似行為を業とすることが公共の福祉に反するのは、かかる業務行為が人の健康に害を及ぼすおそれがあるからである。それゆえ前記法律が医業類似行為を業とすることを禁止処罰するのも人の健康に害を及ぼすおそれのある業務行為に限局する趣旨と解しなければならないのであって、このような禁止処罰は公共の福祉上必要であるから前記法律12条、14条は憲法22条に反するものではない」

すなわち憲法22条「職業選択の自由」は、「公共の福祉に反しない限りにおいて」認められているもので、法律217号第12条で医業類似行為が禁止されているのは、公共の福祉に反するからであると述べられている。従って、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師に関する法律第217号12条は合憲であり、憲法22条にも合致したものである。よって、**人の健康に害を及ぼすおそれのある行為は禁止処罰対象となる**のである。

参考文献：別冊ジュリスト

P 154 ~ 157 判例時報345号 P 176 ~ 179